高松市下水道管路布設路線に関する空洞調査業務委託

仕様書

令和８年１１月

高松市　都市整備局　下水道部　下水道整備課

本仕様書は、高松市が行う「高松市下水道管路布設路線に関する空洞調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

（業務概要）

本業務は、高松市（以下、「発注者」とする。）が管理する下水道管路布設路線において、路面下空洞調査を用いて路面下を調査し、空洞の有無を確認することを目的とする。

・委託箇所：高松市　郷東町外２町　地内

・委託範囲：表面波探査　L＝1.4ｋｍ

また、本業務の業務概要については、次の通りとする。

（１）　打合せ協議
（２）　計画準備
（３）　現地踏査
（４）　業務計画書作成
（５）　現地計測
（６）　解析
（７）　報告書作成

（業務期間）

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和９年３月１２日までとする。

（業務内容）

本業務の業務内容は、次の通りとする。

（１）　打合せ協議

本業務の円滑な遂行を図るため、調査職員と綿密な連絡を取るとともに、本業務のの主要な区切りについては打合せを行うものとする。打合せ回数は、当初、中間、最終成果納入時の計３回以上行うものとする。また、当初及び最終成果納入時は、管理技術者が立ち会うものとする。

（２）　計画準備

本業務の実施に当たり、調査対象箇所から全体計画を立案し、資料収集、機器及び機材計画を行うものとする。なお、測定に先立ち現地踏査を行うものとする。

（３）　現地踏査

測定を円滑に行うため、調査ルートの道路・交通状況、障害物等沿道周辺の状況を把握することを目的に、測定区間毎の起点と終点の間を踏査する。測定区間毎の起点と終点が分かるように図面で整理すること。

踏査内容については、報告書で報告するとともに、空洞発生の原因と思われるものについては、カラー写真を撮り、写真帳を作成するものとする。

① 地上、地下障害物件

② その他必要と思われるもの

（４） 業務計画書作成

本業務の目的を把握し、設計図書に示す業務内容を把握し、業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

（５） 現地計測（表面波探査Ｌ＝1.4ｋｍ）

表面波探査の計測は、概ね 1～2m ピッチで受振器を設置し、一定間隔で発振した波動を受振することにより行う。

（６） 解析

測定により得られた表面波について、共通起振点記録を解析し、地盤の緩み等の状況について整理する。

（７） 報告書作成

業務の成果について、適切かつ明瞭に成果品として取りまとめる。報告書内容はもとより、調査に使用した写真等各種の原データについて、外部記録媒体（※末項成果品参照）に登録し、提出するものとする。

（安全管理について）

調査の実施に当たっては、関係法規を遵守するとともに、保安要員及び保安施設等を配置し、交通に対する安全確保に努めなければならない。

施工計画書のうち交通管理を計画する際には、配置する交通誘導警備員の属する警備業者等、専門的な知識を有する者と協議の上、作成しなければならない。

受注者は、交通切替又は交通規制を行う場合は、下記の「交通誘導警備員の配置基準」　に基づき所定の交通誘導警備員を適切に配置しなければならない。

なお、受注者は、事前に、交通誘導警備員の資格等を証する資料を調査職員等に提出し、確認を受けなければならない。

【交通誘導員の配置基準】

（交通誘導員の資格等区分）

① …交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

② …警備指導教育責任者資格証取得者

③ …交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員（注２）

（業務の区分）

・特定の種別の警備業務（注１）

原則、交通誘導警備に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を必要人数配置するものとする。ただし、①の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備

業務を行う場所ごとに①の者を１名以上、その他の警備員は、②又は③の者も認める。

・特定の種別以外の警備業務

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員、二級検定合格警備員又は警備指導教育責任者資格証取得者を必要人数配置するものとする。ただし、①又は②の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①又は②の者を１名以上、その他の警備員は、③の者も認める。

注１：特定の種別の警備業務とは、高速自動車国道法に規定する高速自動車国道、道路法に規定する自動車専用道路、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるものをいう。

注２：交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員とは、香川県警備業協会が行う講習を修了した者又は交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。

注３：都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるものとは、香川県公安委員会が告示した下記の路線において行うものをいう。

（令和８年８月１日現在、高松市に関係する路線）

国道（５路線）…国道 11 号、国道 30 号、国道 32 号、国道 193 号、国道 377 号

主要地方道（４路線）…県道高松長尾大内線、県道塩江屋島西線、県道高松善通寺線、県道三木綾川線

一般県道（４路線）…県道太田上町志度線、県道川東高松線、県道檀紙鶴市線、県道高松志度線

その他（１路線）…通称さぬき浜海道

なお、本業務の作業日には、測定箇所①及び②において、必要時３人の交通誘導警備員を配置して一般交通や車輌等の誘導に当たるものとする。なお、本業務における交通誘導警備員は、延べ６人を予定している。

本工事の設計変更により交通誘導警備員の延べ人数に増減が認められた場合又は、一・二級検定合格警備員以外の交通誘導警備員の配置が認められた場合は設計変更の対象とするが、受注者の責により増員となった交通誘導警備員については、設計変更の対象としない。

（成果品）

本業務の成果品は、次のとおりとする。

（１）報告書（書面）　２部

（２）報告書（電子媒体（PDF 形式及び Word 形式））　一式

（３）報告書原稿データファイル　一式
（電子媒体（Word 形式））

（４）打ち合わせ協議録　一式

（5）業務報告書　一式

（6）その他、発注者が指示するもの　一式